

2015年10月28日

株式会社DEX  
代表取締役 福岡 寛記 様

適格消費者団体  
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西  
理事長 榎 彰 徳  
【連絡先（事務局）】担当：袋井  
〒540-0033 大阪市中央区石町  
一丁目1番1号天満橋千代田ビル  
TEL06-6920-2911/FAX06-6945-0730  
メールアドレス info@kc-s.or.jp  
ホームページ [http:// www.kc-s.or.jp](http://www.kc-s.or.jp)

#### ご連絡

#### 前略

当団体より2015年7月8日付で送付しました「申入れ兼要請書」に対する貴社の回答書を同年7月23日付で受領いたしました。同回答書の中で、貴社は、書面の交付及び初期解除制度の導入に関し、「平成27年10月1日頃までに実施する予定」と明記されています。

ところが、10月27日現在、貴社のWebサイト上に公開されている会員規約を見ても、初期契約解除制度に関する規定は見受けられません（改定日付も「平成26年2月25日」となっています）。

そこで、以下の点についてお尋ねしますので、11月10日までに、文書にてお答えください。

草々

#### 記

1. 貴社は、初期解除ルールを導入されたのでしょうか。
2. 初期解除ルールを導入されている場合、その規定はいかなる規約等に記載されているのか、該当する規約等をご提示ください。また、もし規約等の改定が未了であれば、いつ改定される予定なのか教えてください。
3. 初期解除ルールを導入されていない場合、当初の予定より遅れている理由及び導入の予定時期を教えてください。また、現状の書面交付の実施状況も併せて教えてください。